宮崎市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　介護予防型訪問サービス
第１節　基本方針（第５条）
第２節　人員に関する基準（第６条・第７条）
第３節　設備に関する基準（第８条）
第４節　運営に関する基準（第９条―第４０条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第４１条―第４３条）
第６節　共生型介護予防型訪問サービスに関する基準（第４４条・第４５条）
第７節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第４６条―第５０条）
第３章　介護予防型通所サービス
第１節　基本方針（第５１条）
第２節　人員に関する基準（第５２条・第５３条）
第３節　設備に関する基準（第５４条）
第４節　運営に関する基準（第５５条―第６２条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第６３条―第６７条）
第６節　共生型介護予防型通所サービスに関する基準（第６８条・第６９条）
第７節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第７０条―第７３条）
第４章　訪問型家事援助サービス
第１節　基本方針（第７４条）
第２節　人員に関する基準（第７５条・第７６条）
第３節　設備に関する基準（第７７条）
第４節　運営に関する基準（第７８条―第８０条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第８１条・第８２条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、宮崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第１３条の規定に基づき、実施要綱第４条第１号ア（ア）及びイ（ア）に規定する事業に係る人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、実施要綱の例による。

２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　指定第１号事業　実施要綱第５条第２項に規定する指定事業者が行う事業をいう。

（２）　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の事業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（３）　要支援認定等　要支援認定又は事業対象者に該当することの判定をいう。

（４）　利用料　法第１１５条の４５の３第１項に規定する第１号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

（５）　法定代理受領サービス　実施要綱第７条の規定により第１号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者に支払われる場合の当該第１号事業支給費に係るサービスをいう。

（６）　第１号事業支給費用基準額　法第１１５条の４５の３第２項の規定により算定した費用の額（その額が現に当該第１号事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に第１号事業に要した費用の額）をいう。

（７）　要支援相当状態　要支援状態又は事業対象者に該当する状態をいう。

（８）　共生型介護予防型訪問サービス　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第５条第１項に規定する指定居宅介護事業者又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。）第５条第３項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（同法第２９条第２項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者が提供する介護予防型訪問サービスをいう。

（９）　共生型介護予防型通所サービス　指定障害福祉サービス等基準第７８条第１項に規定する指定生活介護事業者、指定障害福祉サービス等基準第１５６条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定障害福祉サービス等基準第１６６条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「指定通所支援基準」という。）第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業者又は指定通所支援基準第６６条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が提供する介護予防型通所サービスをいう。

（10）　基準該当介護予防サービス　法第５４条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。

（指定事業者の指定に係る申請者の範囲）

第３条　指定の申請をすることができる者は、法人とする。

（指定第１号事業の一般原則）

第４条　指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　指定事業者は、指定第１号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、法第１１５条の４６に規定する地域包括支援センター、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第２章　介護予防型訪問サービス

第１節　基本方針

第５条　実施要綱第１１条第１号の規定により指定を受け実施する介護予防型訪問サービス（以下「指定介護予防型訪問サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において要支援相当状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第６条　指定介護予防型訪問サービスの事業を行う者（以下「指定介護予防型訪問サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防型訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防型訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で２．５以上とする。

２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型訪問サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第４条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防型訪問サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が４０又はその端数を増すごとに１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

３　前項の利用者の数は、前３月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

４　第２項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介護予防型訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防型訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地

内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第３条の４第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第６条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

５　第２項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置している指定介護予防型訪問サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防型訪問サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が５０又はその端数を増すごとに１人以上とすることができる。

６　指定介護予防型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第５条第１項から第４項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第７条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

第８条　指定介護予防型訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　指定介護予防型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第７条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第９条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第２７条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認

められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2　指定介護予防型訪問サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防型訪問サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（１）　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定介護予防型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定介護予防型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（２）　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5　指定介護予防型訪問サービス事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（１）　第２項各号に規定する方法のうち指定介護予防型訪問サービス事業者が使用するもの

（２）　ファイルへの記録の方式

6　前項の規定による承諾を得た指定介護予防型訪問サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提

供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第１０条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、正当な理由なく指定介護予防型訪問サービスの提供を拒んではならない。

（適正なサービス提供の確保）

第１０条の２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第１１条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、当該指定介護予防型訪問サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防型訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者（法第８条の２第１６項に規定する介護予防支援事業を行う者をいう。）又は第１号介護予防支援事業者（法第１１５条の４５第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を行う者をいう。）（以下これらを「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定介護予防型訪問サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第１２条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第１１５条の３第２項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防型訪問サービスを提供するよう努めなければならない。

（要支援認定等の申請に係る援助）

第１３条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、法第８条の２第１６項に規定する介護予防支援又は法第１１５条の４５第１号ニに規定する第１号介護予防支援（これに相当するサービスを含む。以下「介護予防支援等」という。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、

必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第１４条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第３０条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第１５条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第１号事業支給費を受けるための援助）

第１６条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（介護保険法第８条の２第１６項に規定する介護予防サービス計画をいい、省令第８３条の９第１号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第１号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第１号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第１７条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防型訪問サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画の変更の援助）

第１８条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第１９条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき

旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第２０条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスを提供した際には、当該指定介護予防型訪問サービスの提供日及び内容、当該指定介護予防型訪問サービスについて法第１１５条４５の３第３項の規定により利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第２１条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、法第１１５条４５の３第３項に該当する指定介護予防型訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防型訪問サービスに係る費用の額から実施要綱第８条に規定する第１号事業支給費に係る支給限度額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２ 指定介護予防型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防型訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防型訪問サービスに係る第１号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３ 指定介護予防型訪問サービス事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防型訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４ 指定介護予防型訪問サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第２２条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防型訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防型訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第２３条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防型訪問サービスの提供をさせてはならない。

（利用者に関する市への通知）

第２４条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスを受けて

いる利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（１）　正当な理由なしに指定介護予防型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援相当状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

（２）　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第２５条　訪問介護員等は、現に指定介護予防型訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第２６条　指定介護予防型訪問サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防型訪問サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

２　指定介護予防型訪問サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防型訪問サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

３　サービス提供責任者（第６条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　指定介護予防型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

（２）　利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。

（３）　介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、指定介護予防型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

（４）　サービス担当者会議への出席等により介護予防支援事業者等と連携を図ること。

（５）　訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

（６）　訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

（７）　訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

（８）　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

（９）　その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第２７条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）　事業の目的及び運営の方針

（２）　従業者の職種、員数及び職務の内容
（３）　営業日及び営業時間
（４）　指定介護予防型訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
（５）　通常の事業の実施地域
（６）　緊急時等における対応方法
（７）　虐待の防止のための措置
（８~~７~~）　その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第２８条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第２９条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防型訪問サービスを提供できるよう、指定介護予防型訪問サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービス事業所ごとに、当該指定介護予防型訪問サービス事業所の訪問介護員等によって指定介護予防型訪問サービスを提供しなければならない。

３　指定介護予防型訪問サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

４　指定介護予防型訪問サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第３０条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

３　指定介護予防型訪問サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（業務継続計画の策定）

第３０条の２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

（１）　指定介護予防型訪問サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

（２）　指定介護予防型訪問サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（掲示）

第３１条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービス事業所の見やすい場所に、第２７条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

（秘密保持等）

第３２条　指定介護予防型訪問サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、当該指定介護予防型訪問サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　指定介護予防型訪問サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第３３条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（不当な働きかけの禁止）

第３４条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に~~関し~~際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士若しくは主任介護支援専門員等、居宅要支援被保険者等（介護保険法第１０５条の４５第１項第１号に規定する居宅

要支援被保険者等をいう。）又は介護予防支援事業者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

（介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止）

第３５条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第３６条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、提供した指定介護予防型訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　指定介護予防型訪問サービス事業者は、提供した指定介護予防型訪問サービスに関し、法第２３条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　指定介護予防型訪問サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

５　指定介護予防型訪問サービス事業者は、提供した指定介護予防型訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

６　指定介護予防型訪問サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第３７条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防型訪問サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第３８条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　指定介護予防型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第３８条の２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

（１）　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（会計の区分）

第３９条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防型訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第４０条　指定介護予防型訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。この場合において、出勤簿、勤務の体制を記載した書面その他の従業者の勤務の記録及び第１号事業支給費請求書、第１号事業支給費明細書その他の第１号事業支給費の請求に係る記録については、その作成の日又は完結の日から５年間保存しなければならない。

２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第１号および第５号に規定する記録については５年間、第２号から第４号までに規定する記録については２年間保存しなければならない。

（１）　第２０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（２）　第２４条に規定する市への通知に係る記録

（３）　第３６条第２項に規定する苦情の内容等の記録

（４）　第３８条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（５）　第４２条第２号に規定する介護予防型訪問サービス計画

（書面の保存等における情報通信の技術の利用）

第４０条の２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防型訪問サービスの基本取扱方針）

第４１条　指定介護予防型訪問サービスは、利用者の介護予防（法第８条の２第２項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定介護予防型訪問サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防型訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

３　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定介護予防型訪問サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防型訪問サービスの具体的取扱方針）

第４２条　訪問介護員等の行う指定介護予防型訪問サービスの方針は、第５条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（１）　指定介護予防型訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

（２）　サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防型訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防型訪問サービス計画」という。）を作成するものとする。

（３）　介護予防型訪問サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

（４）　サービス提供責任者は、介護予防型訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

（５）　サービス提供責任者は、介護予防型訪問サービス計画を作成した際には、当該介護予防型訪問サービス計画を利用者に交付しなければならない。

（６）　指定介護予防型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防型訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。

（７）　指定介護予防型訪問サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

（８）　指定介護予防型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

（９）　サービス提供責任者は、介護予防型訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該介護予防型訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防型訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防型訪問サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

（１０）　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

（１１）　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防型訪問~~介護~~サービス計画の変更を行うものとする。

（１２）　第１号から第１０号までの規定は、前号に規定する介護予防型訪問サービス計画の変更について準用する。

（１３）　指定介護予防型訪問サービス事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（指定介護予防型訪問サービスの提供に当たっての留意点）

第４３条　指定介護予防型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高

める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

（１）　指定介護予防型訪問サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第３０条第７号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防型訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

（２）　指定介護予防型訪問サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第６節 共生型介護予防型訪問サービスに関する基準

（共生型介護予防型訪問サービスの基準）

第４４条 共生型介護予防型訪問サービスの事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（１）　指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第５条第１項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準第４条第１項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型介護予防型訪問サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

（２）　共生型介護予防型訪問サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防型訪問サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第４５条　第５条、第６条（第１項を除く。）及び第７条並びに第４節及び前節の規定は、共生型介護予防型訪問サービスの事業について準用する。この場合において、第６条第２項中「利用者（」とあるのは「利用者（共生型介護予防型訪問サービスの利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定介護予防型訪問サービス及び」とあるのは「共生型介護予防型訪問サービス及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第７節　基準該当介護予防サービスに関する基準

（訪問介護員等の員数）

第４６条　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防型訪問サービス又はこれに相当

するサービス（以下「基準該当介護予防型訪問サービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防型訪問サービス事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当介護予防訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第８条の２第２項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、３人以上とする。

２　基準該当介護予防型訪問サービス事業者は、基準該当介護予防型訪問サービス事業所ごとに、訪問介護員等のうち１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

３　基準該当介護予防型訪問サービスの事業と基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準第４０条第１項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項および同条第２項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第４７条　基準該当介護予防型訪問サービス事業者は、基準該当介護予防型訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、基準該当介護予防型訪問サービス事業所の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第４８条　基準該当介護予防型訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　基準該当介護予防型訪問サービスの事業と基準該当訪問介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第４２条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第４９条　基準該当介護予防型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防型訪問サービスの提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する介護予防型訪問サービスが次のいずれにも該当する場合には、この限りではない。

（１）　当該介護予防型訪問サービスの利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定介護予防型訪問サービスのみによっては必要な介護予防型訪問サービスの見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

（２）　当該介護予防型訪問サービスが、法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第５９条第１項第１号に規定する基準該当介護予防型訪問サービスの事

業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合

（３）　当該介護予防型訪問サービスが、第４６条第２項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

（４）　当該介護予防型訪問サービスが、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

（５）　当該介護予防型訪問サービスを提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が介護予防型訪問サービスに従事する時間の合計時間のおおむね２分の１を超えない場合

２　基準該当介護予防型訪問サービス事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防型訪問サービスの提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第４２条第２号の介護予防型訪問サービス計画の実施状況等からみて、当該基準該当介護予防型訪問サービスが適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第５０条　第１節、第４節（第１６条、第２１条第１項、第２３条、第２８条並びに第３６条第５項及び第６項を除く。）及び第５節の規定は、基準該当介護予防型訪問サービスの事業について準用する。この場合において、第２０条中「内容、当該指定介護予防型訪問サービスについて法第１１５条４５の３第３項の規定により利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費の額」とあるのは「内容」に、第２１条第２項及び第２２条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防型訪問サービス」とあるのは、「基準該当介護予防型訪問サービス」に、第２１条第３項中「前２項」とあるのは「前項」に、第２６条第３項中「第６条第２項」とあるのは「第４６条第２項」と読み替えるものとする。

第３章 介護予防型通所サービス

第１節 基本方針

第５１条　実施要綱第１１条第３号の規定により指定を受け実施する介護予防型通所サービス（以下「指定介護予防型通所サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第５２条　指定介護予防型通所サービスの事業を行う者（以下「指定介護予防型通所サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防型通所サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第４節までにおいて「介護予防

型通所サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする

（１）　生活相談員　指定介護予防型通所サービスの提供日ごとに、指定介護予防型通所サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防型通所サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

（２）　看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）　指定介護予防型通所サービスの単位ごとに、専ら当該指定介護予防型通所サービスの提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数

（３）　介護職員　指定介護予防型通所サービスの単位ごとに、当該指定介護予防型通所サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防型通所サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防型通所サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第９３条第１項に規定する指定通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型通所サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第９２条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防型通所サービス又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が１５人までの場合にあっては１以上、利用者の数が１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

（４）　機能訓練指導員　１以上

２　当該指定介護予防型通所サービス事業所の利用定員（当該指定介護予防型通所サービス事業所において同時に指定介護予防型通所サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が１０人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防型通所サービスの単位ごとに、当該指定介護予防型通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

３　指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの単位ごとに、第１項第３号の介護職員（第２項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第７項において同じ。）を、常時１人以上当該指定介護予防型通所サービスに従事させなければならない。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合

は、他の指定介護予防型通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

５　前各項の指定介護予防型通所サービスの単位は、指定介護予防型通所サービスであってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

６　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防型通所サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

７　第１項の生活相談員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

８　指定介護予防型通所サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第９３条第１項から第７項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第５３条　指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防型通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節 設備に関する基準

第５４条　指定介護予防型通所サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防型通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

２ 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

（１）　食堂及び機能訓練室

ア　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際には その提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

（２）　相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　指定介護予防型通所サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、

指定介護予防型通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第９５条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第５５条　指定介護予防型通所サービス事業者は、法第１１５条４５の３第３項に該当する指定介護予防型通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防型通所サービスに係る費用の額から実施要綱第８条に規定する第１号事業支給費に係る支給限度額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定介護予防型通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防型通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防型通所サービスに係る第１号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定介護予防型通所サービス事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（１）　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

（２）　食事の提供に要する費用

（３）　おむつ代

（４）　前３号に掲げるもののほか、指定介護予防型通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第２号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成１７年厚生労働省告示第４１９号）に準ずるものとする。

５　指定介護予防型通所サービス事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（管理者の責務）

第５６条　指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、指定介護予防型通所サービス事業所の従業者の管理及び指定介護予防型通所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

２　指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防型通所サービス事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第５７条　指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービス事業所ご

とに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）　事業の目的及び運営の方針

（２）　従業者の職種、員数及び職務の内容

（３）　営業日及び営業時間

（４）　指定介護予防型通所サービスの利用定員

（５）　指定介護予防型通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額

（６）　通常の事業の実施地域

（７）　サービス利用に当たっての留意事項

（８）　緊急時等における対応方法

（９）　非常災害対策

（１０）虐待の防止のための措置

（１１~~０~~）その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第５８条　指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防型通所サービスを提供できるよう、指定介護予防型通所サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービス事業所ごとに、当該指定介護予防型通所サービス事業所の従業者によって指定介護予防型通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　指定介護予防型通所サービス事業者は、介護予防型通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

４　指定介護予防型通所サービス事業者は、全ての介護予防型通所サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

５　指定介護予防型通所サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第５９条　指定介護予防型通所サービス事業者は、利用定員を超えて指定介護予防型通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第６０条　指定介護予防型通所サービス事業者は、火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

２　指定介護予防型通所サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第６１条　指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護予防型通所サービス事業者は、当該指定介護予防型通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第６２条　指定介護予防型通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。この場合において、出勤簿、勤務の体制を記載した書面その他の従業者の勤務の記録及び第１号事業支給費請求書、第１号事業支給費明細書その他の第１号事業支給費の請求に係る記録については、その作成の日又は完結の日から５年間保存しなければならない。

２　指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第１号及び第２号に規定する記録については５年間、第３号から第５号までに規定する記録については２年間保存しなければならない。

（１）　第６４条第２号に規定する介護予防型通所サービス計画

（２）　第６７条において準用する第２０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（３）　第６７条において準用する第２４条に規定する市への通知に係る記録

（４）　第６７条において準用する第３６条第２項に規定する苦情の内容等の記録

（５）　第６７条において準用する第３８条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防型通所サービスの基本取扱方針）

第６３条　指定介護予防型通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定介護予防型通所サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防型通所サービ

スの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

３　指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防型通所サービスの具体的取扱方針）

第６４条　指定介護予防型通所サービスの方針は、第５１条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（１）　指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通ずる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

（２）　指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防型通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防型通所サービス計画」という。）を作成するものとする。

（３）　介護予防型通所サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

（４）　指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、介護予防型通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

（５）　指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、介護予防型通所サービス計画を作成した際には、当該介護予防型通所サービス計画を利用者に交付しなければならない。

（６）　指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、介護予防型通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。

（７）　指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよ

うに説明を行うものとする。

（８）　指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

（９）　指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、介護予防型通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該介護予防型通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防型通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防型通所サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

（１０）　指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

（１１）　指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防型通所サービス計画の変更を行うものとする。

（１２）　第１号から第１０号までの規定は、前号に規定する介護予防型通所サービス計画の変更について準用する。

（１３）　指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（１４）　指定介護予防型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（指定介護予防型通所サービスの提供に当たっての留意点）

第６５条　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

（１）　指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防型通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

（２）　指定介護予防型通所サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。

（３）　指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う

サービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第６６条　指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

２　指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

３　指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

４　指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っている時においても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第６７条　第９条から第１８条まで、第２０条、第２２条、第２４条、第２５条、第３０条第３項、第３０条の２、第３１条から第３３条まで、~~及び~~第３５条から第３９条まで及び第４０条の２の規定は、指定介護予防型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第９条及び第３１条中「第２７条」とあるのは「第５７条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防型通所サービス従業者」と、第２５条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防型通所サービス従業者」と読み替えるものとする。

第６節　共生型介護予防型通所サービスに関する基準

（共生型介護予防型通所サービスの基準）

第６８条　共生型介護予防型通所サービスを行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（１）　指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第７８条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第１５６条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第１６６条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「指定障害児通所支援基準」という。）第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定障害児通所支援基準第６６条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数

が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第７７条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第１５５条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第１６５条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型介護予防型通所サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

（２）　共生型介護予防型通所サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防型通所サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第６９条　第９条から第１８条まで、第２０条、第２２条、第２４条、第２５条、第３１条から第３３条まで、第３５条から第３７条まで、第３９条、第５１条及び第５３条並びに第４節及び前節（第６７条を除く。）の規定は、共生型介護予防型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第２７条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第５７条に規定する運営規程をいう。第３１条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型介護予防型通所サービスの提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防型通所サービス従業者」という。）」と、第２５条及び第３１条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型介護予防型通所サービス従業者」と、第５８条第３項中「介護予防型通所サービス従業者」とあるのは「共生型介護予防型通所サービス従業者」と、第６２条第２項第１号中「第６７条において準用する第２０条第２項」とあるのは「第２０条第２項」と、同項第２号中「第６７条において準用する第２４条」とあるのは「第２４条」と、同項第３号中「第６７条において準用する第３６条第２項」とあるのは「第３６条第２項」と、同項第４号中「第６７条において準用する第３８条第２項」とあるのは「第３８条第２項」と、同項第５号中「第６７条において準用する第４１条第２号」とあるのは「第６４条第２号」と読み替えるものとする。

第７節　基準該当介護予防サービスに関する基準

第７０条　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防型通所サービス又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防型通所サービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防型通所サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防型通所サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防型通所サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

（１）　生活相談員　基準該当介護予防型通所サービスの提供日ごとに、当該基準該当介護予防型通所サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当介護予防型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を

当該基準該当介護予防型通所サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

（２）　看護職員　基準該当介護予防型通所サービスの単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防型通所サービスの提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数

（３）　介護職員　基準該当介護予防型通所サービスの単位ごとに、当該基準該当介護予防型通所サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防型通所サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当介護予防型通所サービス事業者が基準該当介護予防型通所サービスの事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第１０６条第１項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防型通所サービス又は基準該当通所介護の利用者。以下この節おいて同じ。）の数が１５人までの場合にあっては１以上、利用者の数が１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

（４）　機能訓練指導員　１以上

２　当該基準該当介護予防型通所サービス事業所の利用定員（当該基準該当介護予防型通所サービス事業所において同時に基準該当介護予防型通所サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が１０人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防型通所サービスの単位ごとに、当該基準該当介護予防型通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当介護予防型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

３　基準該当介護予防型通所サービス事業者は、基準該当介護予防型通所サービスの単位ごとに、第１項第３号の介護職員（第２項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時１人以上基準該当介護予防型通所サービスに従事させなければならない。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防型通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

５　前各項の基準該当介護予防型通所サービスの単位は、基準該当介護予防型通所サービスであってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

６　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する

ための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防型通所サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

７　基準該当介護予防型通所サービスの事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第１０６条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第７１条　基準該当介護予防型通所サービス事業者は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防型通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第７２条　基準該当介護予防型通所サービス事業所は、食事、機能訓練、静養、生活相談及び事務連絡を行う場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防型通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

２ 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

（１）　食事及び機能訓練室を行う場所

ア　食事及び機能訓練室を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アの規定にかかわらず、食事及び機能訓練室を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

（２）　生活相談を行う場所　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

３　第１項に掲げる設備は、専ら基準該当介護予防型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防型通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　基準該当介護予防型通所サービスの事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第１０８条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第７３条　第９条から第１５条まで、第１７条、第１８条、第２０条、第２２条、第２４条、第２５条、第３１条から第３５条まで、第３６条（第５項及び第６項を除く。）及び第３７条から第３９条まで並びに第１節、第４節（第５５条第１項及び第６７条を除く。）及び第５節の規定は、基準該当介護予防型通所サービスの事業について準用する。この

場合において、第９条及び第３１条中「第２７条」とあるのは「第７３条において準用する第５７条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第２０条中「内容、当該指定介護予防型訪問サービスについて法第１１５条４５の３第３項の規定により利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費の額」とあるのは「内容」と、第２２条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防型訪問サービス」とあるのは「基準該当介護予防型通所サービス」と、第３１条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第５５条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防型通所サービス」とあるのは「基準該当介護予防型通所サービス」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第４章　訪問型家事援助サービス

第１節　基本方針

（趣旨）

第７４条　実施要綱第１１条第２号の規定により指定を受け実施する訪問型家事援助サービス（以下「指定訪問型家事援助サービス」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の家事その他生活援　助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

２　指定訪問型家事援助サービスの事業を行う者（以下「指定訪問型家事援助サービス事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

３　指定訪問型家事援助サービス事業者は、指定訪問型家事援助サービスを運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、法第１１５条の４５第１項第１号に規定する第１号事業を行う者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従事者の員数）

第７５条　指定訪問型家事援助サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型家事援助サービス事業所」という。）ごとに置くべき従事者（家事援助訪問スタッフ養成講習（以下「講習」という。）を修了し、講習修了者名簿に登録された者のうち、事業者に登録した者（以下「家事援助スタッフ」という。）をいう。）及び訪問介護員等（指定介護予防訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

２　指定訪問型家事援助サービス事業者は、事業所ごとに、利用者（指定訪問型家事援助サービス事業者が、指定訪問介護事業者又は指定介護予防型訪問サービス事業者の指定

を併せて受け、かつ、指定訪問型家事援助サービスの事業と指定訪問介護若しくは指定介護予防型訪問サービスの事業とが同一の事業所において、一体的に運営される場合にあっては、当該事業所における指定訪問型家事援助サービス、当該指定訪問介護又は当該指定介護予防型訪問サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数が４０又はその端数を増すごとに１人以上の者を家事援助サービス提供責任者としなければならない。ただし、家事援助サービス提供責任者に対して、指定介護予防型家事援助サービスの利用者の総数が１０以下である場合は、当該家事援助サービス提供責任者の数を０．６とすることができる。

３　前項の家事援助サービス提供責任者は、介護福祉士その他指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号）の規定により厚生労働大臣が定める者（改正前の厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者第三号に該当するもの（３年以上介護等の業務に従事した者であって、介護職員初任者研修過程を修了した者）を含む。）をもって充てなければならない。

４　第２項の規定に関わらず、第６条第５項又は指定居宅サービス等基準第５条第５項の規定により配置しているサービス提供責任者が家事援助サービス提供責任者に従事する場合は、利用者の数が５０又はその端数を増すごとに１人以上としなければならない。

５　指定訪問型家事援助サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防型訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型家事援助サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防型訪問サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第５条第１項から第４項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとすることができる。

（管理者）

第７６条　指定訪問型家事援助サービス事業者は、指定訪問型家事援助サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型家事援助サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型家事援助サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第７７条　指定訪問型家事援助サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型家事援助サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　指定訪問型家事援助サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防型訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型家事援助サービスと指定訪問介護の事業又は指定介護予防型訪問サービスとが同一の事業所において一体的に運営されてい

る場合については、指定居宅サービス等基準条例第７条第１項に規定する設備に関する基準又は旧指定介護予防サービス等基準条例第８条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（運営規程）

第７８条　指定訪問型家事援助サービス事業者は、指定訪問型家事援助サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

~~(1)~~（１）　事業の目的、運営の方針、事業所名称、事業所所在地

~~(2)~~（２）　従事者の職種、員数及び職務の内容

~~(3)~~（３）　営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間

~~(4)~~（４）　訪問型家事援助サービスの内容及び利用料その他の費用の額

~~(5)~~（５）　通常の事業の実施地域

~~(6)~~（６）　緊急時等における対応方法

（７）　虐待の防止のための措置

~~(7)~~（８）　その他運営に関する重要事項

（生活援助の総合的な提供）

第７９条　指定訪問型家事援助サービス事業者は、指定訪問型家事援助サービスの事業の運営に当たっては、生活援助（平成１２年３月１７日老計第１０号に規定する生活援助をいう。以下同じ。）を常に総合的に提供するものとし、生活援助のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（準用）

第８０条　第９条から第２６条まで及び第２９条から４０条の２までの規定は、指定訪問型家事援助サービスの事業について準用する。この場合において、「サービス提供責任者」とあるのは「家事援助サービス提供責任者」と、「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（準用）

第８１条　第４１条から第４３条までの規定は、指定訪問型家事援助サービスの事業について準用する。この場合において、「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、「第５条」とあるのは「第７４条」と、「サービス提供責任者」とあるのは「家事援助サービス提供責任者」と読み替えるものとする。

（委任）

第８２条　この要綱に定めるもののほか、訪問型家事援助サービスの基準に係る必要な事

項については、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

２　宮崎市訪問型家事援助サービスモデル事業の人員、設備、運営等の基準に関する要綱は廃止する。

附則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の日から令和６年３月３１日までの間、第３０条第３項、第３０条の２、第３８条の２、第５８条第４項及びこれらを準用する規定の適用については、規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。